

# 日米共同訓練における鹿屋基地への米軍機の飛来について

平成20年9月  
防衛省

## 1. 日米共同訓練

### (1) 概要

我が国有事の際に日米安全保障条約に基づき日米共同対処を円滑に行うためには、平素より日米共同訓練を実施することが不可欠であり、海上自衛隊と米海軍は例年1回(11月頃)、日本周辺海域において、共同訓練(以下単に「日米共同訓練」という。)を実施している。

### (2) 平成20年度の日米共同訓練

平成20年度の日米共同訓練については以下のとおり実施することを計画している。

- ① 期間  
平成20年11月中旬
- ② 海域  
九州周辺海域
- ③ 海上自衛隊及び米海軍の参加部隊(詳細は調整中)  
海上自衛隊：護衛艦、潜水艦、P-3C等  
米海軍：艦艇、P-3C等
- ④ 訓練内容  
対潜戦訓練等

## 2. 鹿屋基地への米海軍機の飛来

今回の日米共同訓練については、米海軍P-3Cが参加する予定である。その際、米海軍は、以下の理由から、P-3C×1機及び人員約40名程度を鹿屋基地に飛来させることを計画している。

- ・ 今回の訓練海域が、九州周辺海域で計画されていること
- ・ 米海軍P-3Cに関して、効果的な訓練実施の観点から、飛行時間を最大限確保するためには、訓練海域に近接した基地を使用する必要があること
- ・ 同一の基地で日米双方が同型機(P-3C)を運用することにより、日米間で当該航空機の運用や整備等に関する情報・意見交換を適時適切かつ容易に実施することができること
- ・ 鹿屋基地は九州本土で唯一の海上自衛隊P-3Cの基地であり、P-3Cの運用基盤を有していること

また、今回の訓練実施に当たっては、米海軍P-3Cの行動を支援する移動式作戦指揮機材を当該基地に一時的に設置するため、米海軍輸送機(C-130×1機で調整中)が11月中旬に鹿屋基地に飛来することを計画している。なお、訓練の事前調査のため、米海軍機C-12が10月中旬に鹿屋基地に飛来(当初9月16日に計画していたが天候不良のため延期)することを希望している。

## 3. 米海軍機が日米共同訓練で鹿屋基地を使用する際の手続等

今回、米海軍機が日米共同訓練のため一定の期間に限って海上自衛隊の施設(鹿屋基地)を使用することから、地位協定第2条第4項(b)の規定により、今回の訓練に限った共同使用の手続を行う予定である。